# ~実穀小跡地利用だより~

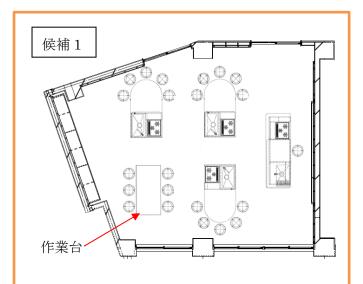
令和3年3月23日(金),中央公民館において,「第7回実穀地区公民館整備検討委員会」を開催しました。

令和2年度お検討委員会の実績を振り返った後,調理室のレイアウトや利用料金等について協議しました。

## 協議•検討内容

## 〇調理室について

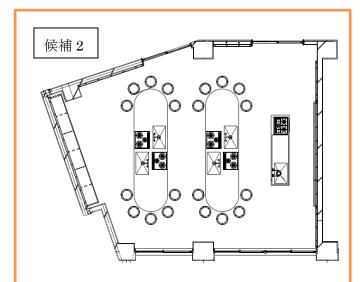
設計業務の委託業者にレイアウト案を複数作成してもらい, その中から 2 つの候補(下図)を選びました。どちらも現在のけやきルームを改修する予定です。



・定員:16人

・教師用調理台(幅 1,800×奥 900) : 1 台

・生徒用調理台(幅 2,100×奥 1,150): 3 台



・定員:21人

・教師用調理台(幅 2,100×奥 620) : 1 台

・生徒用調理台(幅 4,200×奥 1,150): 2 台

# ○飲食について

ロビー:飲食可能です。

各部屋:水分補給以外の飲食は原則禁止ですが,館長に申請して許可を得た場合は飲食可

能です。

#### 〇使用料について

仕様料は面積等を基準に各公民館・ふれあいセンターと同等の金額を想定しています。 ふれあい地区館や子ども会,行政区で使う場合には利用料金が免除になります。

#### 表:使用料(案)

	定員	使用料						
室名		9 時から	11 時から	13 時から	15 時から	17 時から	19 時から	21 時から
		11 時まで	13 時まで	15 時まで	17 時まで	19 時まで	21 時まで	21 時 30 分まで
普通教室	30 人	500 円	500 円	500 円	500 円	700 円	800 円	200 円
和室	36 人	500 円	500 円	500 円	500 円	700 円	800 円	200 円
調理室	16~21 人	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,500 円	1,500 円	400 円

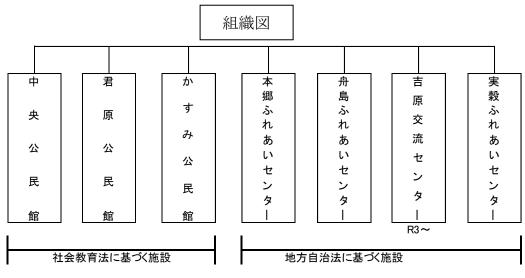
<sup>※</sup>営利目的の場合は倍の料金になります。

#### ○組織体制について

阿見町には公民館とコミュニティセンターという 2 種類の集会施設があります。

公民館は社会教育法や阿見町の公民館条例に基づく施設で、コミュニティセンターは地方自治法や阿見町のコミュニティセンター条例に基づく施設です。

運営上の違いとしては、公民館は営利目的の場合に使用できませんが、コミュニティセンターは営利目的の使用が可能です。ただし、活動内容等を確認し、施設を使用するにふさわしくない場合はお断りしています。



•阿見町公民館条例

・阿見町コミュニティセンター条例

第7回検討委員会の議事録は、町HPをご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

阿見町教育委員会中央公民館 地区公民館整備係 TEL:029-888-2526 ※月曜日、祝日は休館日になります